

広島市条例第9号

令和7年3月28日

広島城資料収集等基金条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島城資料収集等基金条例

(設置の目的)

第1条 広島城に関する資料の収集及び保存のための資金に充てるため、
広島城資料収集等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金のうちからその都度予算で定
める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利
な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代
えることができる。

(処分)

第4条 基金は、第1条に規定する資金に充てる場合に限り、これを処分
することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任規定)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。